

■ 児童育成料減免制度

世帯が次のいずれかに該当される場合は、保護者等からの申請により児童育成料が減免されます。
決定内容は、「奈良市バンビーホーム児童育成料減免決定（減免不承認）通知書」にて通知します。

- ◆ おやつ代は減免の対象外となります。

(1) 手続き方法

- 【申請場所】 入所する・しているバンビーホームもしくは放課後児童育成課
【提出書類】 ① バンビーホーム児童育成料減免申請書（児童ごとに1枚）
② 下記(2)の表に記載の、児童のきょうだいを含む18歳以上の同居家族等の全員分の添付書類
【締切日】 減免の適用開始を希望する月の末日まで
【適用期間】 減免を申請した月からの適用となります。（月をさかのぼっての減免はできません）

(2) 減免要件・必要書類

世帯の状況	減免期間	添付書類（コピー可）	減免額
生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給世帯	令和9年4月分から 令和10年3月分まで	「保護受給証明書」または「中国残留邦人等支援給付に係る証明書」	全額
令和9年度市民税非課税世帯 （保護者及び成人の同居家族が全員市民税非課税であること）	令和9年4月分から 令和9年6月分まで	「令和8年度非課税証明書」 ※令和8年1月1日現在に奈良市在住の場合は添付不要	
	令和9年7月分から 令和10年3月分まで	「令和9年度非課税証明書」 ※令和9年1月1日現在に奈良市在住の場合は添付不要	

(3) その他

- ◆ その他災害の被害を受けた、会社が倒産した等、特別の事情により児童育成料の納付が困難な場合は、放課後児童育成課にご相談ください。
- ◆ 保護者等からの申請がない場合は、児童育成料の減免はいたしません。
- ◆ 添付書類が未提出の世帯や、市民税未申告のため課税状況が確認できない世帯は、減免決定ができませんのでご注意ください。
- ◆ 児童育成料の減免決定を受けた後に世帯状況の変更により減免の事由が消滅した場合は、速やかに放課後児童育成課にご連絡ください。